○総務省令第百十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条の規定に基づき、電気通信事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業会計規則の一部を改正する省令

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

固定資産

科目	備考
1　電気通信事業固定資産	［略］
⑴　有形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が有形固定資産に属するもの（建設仮勘定を除く。）に限る。）
［略］	［略］
⑵　無形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が無形固定資産に属するもの（のれんを除く。）に限る。）
［略］	［略］
2　（何）業固定資産	
［略］	［略］
3　投資その他の資産	
［略］	［略］
繰延税金資産	
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が投資その他の資産に属するその他の投資及びその他の資産であるものに限る。）
［略］	［略］

改正前

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

固定資産

科目	備考
1　電気通信事業固定資産	［同左］
⑴　有形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。）
［同左］	［同左］
⑵　無形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）
［同左］	［同左］
2　（何）業固定資産	
［同左］	［同左］
3　投資その他の資産	
［同左］	［同左］
繰延税金資産	
［同左］	［同左］

流　　動　　資　　産

科　目	備　　考
［略］	［略］
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース（ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］

繰　　延　　資　　産

［略］

負　　債

固　　定　　負　　債

科　目	備　　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、流動負債に属するもの以外のもの

流　　動　　資　　産

科　目	備　　考
［同左］	［同左］
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］

繰　　延　　資　　産

［同左］

負　　債

固　　定　　負　　債

科　目	備　　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負

［略］	［略］

流　動　負　債

科　目	備　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未納付額
［略］	［略］

純　資　産

［略］

費　用

［略］

営　業　外　費　用

科　目	備　考
支払利息 リース負債に係る利息費用	借入金に係る利息
［略］	［略］

［略］

法人税、住民税及び事業税

科　目	備　考
法人税、住民税及び事業税	法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。）
［略］	［略］

収　益

［略］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘　定　科　目　表

	債に属するもの以外のもの
［同左］	［同左］

流　動　負　債

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
［同左］	［同左］

純　資　産

［同左］

費　用

［同左］

営　業　外　費　用

科　目	備　考
支払利息	借入金に係る利息
［同左］	［同左］

［同左］

法人税、住民税及び事業税

科　目	備　考
法人税、住民税及び事業税	法人税、地方法人税、住民税及び事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。）
［同左］	［同左］

収　益

［同左］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘　定　科　目　表

資　　産

流　動　資　産

科　目	備　　考
［略］	［略］
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース（ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］

固　　定　　資　　産

科　目	備　　考
１　ドメイン名関連事業固定資産	［略］
⑴　有形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が有形固定資産に属するもの（建設仮勘定を除く。）に限る。）

資　　産

流　動　資　産

科　目	備　　考
［同左］	［同左］
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］

固　　定　　資　　産

科　目	備　　考
１　ドメイン名関連事業固定資産	［同左］
⑴　有形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。）

［略］	［略］
⑵　無形固定資産	
［略］	［略］
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が無形固定資産に属するもの（のれんを除く。）に限る。）
［略］	［略］
２　（何）業固定資産	
［略］	［略］
３　投資その他の資産	
［略］	［略］
繰延税金資産	
使用権資産	リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が投資その他の資産に属するその他の投資及びその他の資産であるものに限る。）
［略］	［略］

繰　延　資　産

［略］

負　債

流　動　負　債

科　目	備　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［略］	［略］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未納付額
［略］	［略］

固　定　負　債

科　目	備　考
［略］	［略］
リース負債	リース負債のうち、流動負債に属するもの以外のもの

［同左］	［同左］
⑵　無形固定資産	
［同左］	［同左］
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）
［同左］	［同左］
２　（何）業固定資産	
［同左］	［同左］
３　投資その他の資産	
［同左］	［同左］
繰延税金資産	
［同左］	［同左］

繰　延　資　産

［同左］

負　債

流　動　負　債

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
［同左］	［同左］
未払法人税等	法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
［同左］	［同左］

固　定　負　債

科　目	備　考
［同左］	［同左］
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負

［略］	［略］

純　　資　　産

［略］

費　　用

［略］

営　業　外　費　用

科　目	備　　考
支払利息 リース負債に係る利息費用	借入金に係る利息
［略］	［略］

［略］

法人税、住民税及び事業税

科　目	備　　考
法人税、住民税及び事業税	法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。）
［略］	［略］

収　　益

［略］

別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

様式第１

貸　借　対　照　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

（単位　円）

資産の部

Ⅰ　固定資産

Ａ　電気通信事業固定資産

⑴　有形固定資産

［１～15　略］

16　使用権資産	×××

	債に属するもの以外のもの
［同左］	［同左］

純　　資　　産

［同左］

費　　用

［同左］

営　業　外　費　用

科　目	備　　考
支払利息	借入金に係る利息
［同左］	［同左］

［同左］

法人税、住民税及び事業税

科　目	備　　考
法人税、住民税及び事業税	法人税、地方法人税、住民税及び事業税（国際最低課税額に対する法人税等に該当するものを除く。）
［同左］	［同左］

収　　益

［同左］

別表第二（第５条、第６条、第15条及び第18条関係）

財　務　諸　表　様　式

様式第１

貸　借　対　照　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

（単位　円）

資産の部

Ⅰ　固定資産

Ａ　電気通信事業固定資産

⑴　有形固定資産

［１～15　同左］

16　リース資産	×××

［略］		
［17　略］		
有形固定資産	×××	
⑵　無形固定資産		
［１～７　略］		
８　使用権資産	×××	
［９　略］		
無形固定資産	×××	
電気通信事業固定資産合計	×××	
B　（何）業固定資産		
［略］		
C　投資その他の資産		
［１～11　略］		
12　使用権資産	×××	
13　その他の投資及びその他の資産	×××	
［略］		
投資その他の資産合計	×××	
固定資産合計		×××
Ⅱ　流動資産		
［略］		
Ⅲ　繰延資産		
［略］		
負債の部		
Ⅰ　固定負債		
［１～３　略］		
４　リース負債	×××	
［５～９　略］		
固定負債合計		×××
Ⅱ　流動負債		
［１～５　略］		
６　リース負債	×××	
［７～16　略］		
流動負債合計		×××
負債合計		×××
純資産の部		
［Ⅰ～Ⅳ　略］		
（記載上の注意）		
［１～８　略］		

［同左］		
［17　同左］		
有形固定資産	×××	
⑵　無形固定資産		
［１～７　同左］		
８　リース資産	×××	
［９　同左］		
無形固定資産	×××	
電気通信事業固定資産合計	×××	
B　（何）業固定資産		
［同左］		
C　投資その他の資産		
［１～11　同左］		
12　その他の投資及びその他の資産	×××	
［同左］		
投資その他の資産合計	×××	
固定資産合計		×××
Ⅱ　流動資産		
［同左］		
Ⅲ　繰延資産		
［同左］		
負債の部		
Ⅰ　固定負債		
［１～３　同左］		
４　リース債務	×××	
［５～９　同左］		
固定負債合計		×××
Ⅱ　流動負債		
［１～５　同左］		
６　リース債務	×××	
［７～16　同左］		
流動負債合計		×××
負債合計		×××
純資産の部		
［Ⅰ～Ⅳ　同左］		
（記載上の注意）		
［１～８　同左］		

9　有形固定資産に分類される使用権資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。	9　有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
10　無形固定資産に分類される使用権資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。	10　無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。

［11～18　略］

［11～18　同左］

様式第２

様式第２

損　益　計　算　書

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　略］

Ⅳ　営業外費用

［１　略］

２　リース負債に係る利息費用	×××	
３　社債利息	×××	
４　社債発行費等償却	×××	
５　株式交付費償却	×××	
６　創立費償却	×××	
７　開業費償却	×××	
８　開発費償却	×××	
９　有価証券売却損	×××	
10　有価証券評価損	×××	
11　雑支出	×××	×××

［略］

［（記載上の注意）　略］

［様式第３　略］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［１～11　略］

12　リースに関する注記

［13～22　略］

損　益　計　算　書

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　同左］

Ⅳ　営業外費用

［１　同左］

２　社債利息	×××	
３　社債発行費等償却	×××	
４　株式交付費償却	×××	
５　創立費償却	×××	
６　開業費償却	×××	
７　開発費償却	×××	
８　有価証券売却損	×××	
９　有価証券評価損	×××	
10　雑支出	×××	×××

［同左］

［（記載上の注意）　同左］

［様式第３　同左］

様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［１～11　同左］

12　リースにより使用する固定資産に関する注記

［13～22　同左］

（記載上の注意） ［１～13　略］	（記載上の注意） ［１～13　同左］
14　リースに関する注記は、次に掲げる事項とする。 ⑴　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第440条第４項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。 ア　借手である場合　次に掲げる事項 ㋐　会計方針に関する情報 ㋑　リース特有の取引に関する情報 ㋒　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 イ　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。）である場合　次に掲げる事項 ㋐　リース特有の取引に関する情報 ㋑　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 ⑵　ファイナンス・リースの借手である事業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合にあつてはリースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この⑵において同じ。）に関する事項。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めること。 ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額 イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項 ⑶　リースにより使用する電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。	14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。 ⑴　ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。 ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額 イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項 ⑵　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件の電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
15　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、⑶に掲げる事項を省略することができる。 ［⑴　略］ ⑵　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項 ⑶　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	15　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　金融商品の時価等に関する事項 ⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
16　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この16において	16　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、⑴に掲げるものとする。

［⑴・⑵　略］

［17～25　略］

［様式第５～８　略］

様式第９

借　入　金　等　明　細　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［略］

リース負債（１年以内に期限到来のものを除く。）		期　首　残　高	期　末　残　高	摘　要
	計			
１年以内に期限到来のリース負債		期　首　残　高	期　末　残　高	摘　要
	計			

［略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

7　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金（１年以内に期限到来の長期借入金を除く。）、リース負債（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来のリース負債及びその他有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。ただし、事業者がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債については、注記することを要しない。なお、リース負債について、注記しない場合には、その旨及び理由を注記すること。

［⑴・⑵　同左］

［17～25　同左］

［様式第５～８　同左］

様式第９

借　入　金　等　明　細　表

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［同左］

リース債務（１年以内に期限到来のものを除く。）		期　首　残　高	期　末　残　高	摘　要
	計			
１年以内に期限到来のリース債務		期　首　残　高	期　末　残　高	摘　要
	計			

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

7　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金（１年以内に期限到来の長期借入金を除く。）、リース債務（１年以内に期限到来のものを除く。）、１年以内に期限到来のリース債務及びその他有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。ただし、事業者がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については、注記することを要しない。なお、リース債務について、注記しない場合には、その旨及び理由を注記すること。

8　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、リース負債（１年以内に期限到来のものを除く。）及びその他有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。	8　長期借入金（１年以内に期限到来のものを除く。）、リース債務（１年以内に期限到来のものを除く。）及びその他有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。
9　長期借入金、リース負債及びその他有利子負債（１年以内に期限到来のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。	9　長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（１年以内に期限到来のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。
10　「長期借入金」、「短期借入金」、「リース負債」及び「その他有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。	10　「長期借入金」、「短期借入金」、「リース債務」及び「その他有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
11　当該事業年度期首及び当該事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース負債及びその他有利子負債の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。	11　当該事業年度期首及び当該事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース債務及びその他有利子負債の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。
［12　略］	［12　同左］
［様式第10～18　略］	［様式第10～18　同左］
別表第二の二（第５条、第６条及び第18条関係）	別表第二の二（第５条、第６条及び第18条関係）
財　務　諸　表　様　式	財　務　諸　表　様　式
様式第１	様式第１
貸　借　対　照　表	貸　借　対　照　表
事業者名＿＿＿＿＿＿	事業者名＿＿＿＿＿＿
年　月　日	年　月　日
（単位　円）	（単位　円）
資産の部	資産の部
Ⅰ　流動資産	Ⅰ　流動資産
［略］	［同左］
Ⅱ　固定資産	Ⅱ　固定資産
Ａ　ドメイン名関連事業固定資産	Ａ　ドメイン名関連事業固定資産
⑴　有形固定資産	⑴　有形固定資産
［１～６　略］	［１～６　同左］
７　使用権資産　××× ［略］	７　リース資産　××× ［同左］
［８・９　略］	［８・９　同左］
有形固定資産合計　×××	有形固定資産合計　×××
⑵　無形固定資産	⑵　無形固定資産
［１～７　略］	［１～７　同左］
８　使用権資産　×××	８　リース資産　×××
［９　略］	［９　同左］
無形固定資産合計　×××	無形固定資産合計　×××
電気通信事業固定資産合計　×××	電気通信事業固定資産合計　×××

B　（何）業固定資産	B　（何）業固定資産
［略］	［同左］
C　投資その他の資産	C　投資その他の資産
［１～11　略］	［１～11　同左］
15　使用権資産　××× 16　投資不動産　××× 17　その他の投資及びその他の資産　×××	15　投資不動産　××× 16　その他の投資及びその他の資産　×××
［略］	［同左］
投資その他の資産合計　×××	投資その他の資産合計　×××
固定資産合計　×××	固定資産合計　×××
Ⅲ　繰延資産	Ⅲ　繰延資産
［略］	［同左］
負債の部	負債の部
Ⅰ　流動負債	Ⅰ　流動負債
［１～３　略］	［１～３　同左］
4　リース負債　×××	4　リース債務　×××
［５～16　略］	［５～16　同左］
流動負債合計　×××	流動負債合計　×××
Ⅱ　固定負債	Ⅱ　固定負債
［１～４　略］	［１～４　同左］
5　リース負債　×××	5　リース債務　×××
［６～12　略］	［６～12　同左］
固定負債合計　×××	固定負債合計　×××
負債合計　×××	負債合計　×××
純資産の部	純資産の部
［略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～８　略］	［１～８　同左］
7　有形固定資産に分類される使用権資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。	7　有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
8　無形固定資産に分類される使用権資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。	8　無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
［９～15　略］	［９～15　同左］
様式第２	様式第２
損　益　計　算　書	損　益　計　算　書
事業者名＿＿＿＿＿＿	事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　略］
Ⅳ　営業外費用
［1　略］

2　リース負債に係る利息費用	×××	
3　社債利息	×××	
4　社債発行費償却	×××	
5　売上割引	×××	
6　雑支出	×××	×××

［略］
［（記載上の注意）　略］
［様式第３　略］
様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［1～11　略］
12　リースに関する注記
［13～22　略］
（記載上の注意）
［1～13　略］
14　リースに関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第440条第４項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。
ア　借手である場合　次に掲げる事項
㋐　会計方針に関する情報
㋑　リース特有の取引に関する情報
㋒　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
イ　貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。）である場合　次に掲げる事項
㋐　リース特有の取引に関する情報
㋑　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
⑵　ファイナンス・リースの借手である事業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

［Ⅰ～Ⅲ　同左］
Ⅳ　営業外費用
［1　同左］

2　社債利息	×××	
3　社債発行費償却	×××	
4　売上割引	×××	
5　雑支出	×××	×××

［同左］
［（記載上の注意）　同左］
［様式第３　同左］
様式第４

個　別　注　記　表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

［1～11　同左］
12　リースにより使用する固定資産に関する注記
［13～22　同左］
（記載上の注意）
［1～13　同左］
14　リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。
ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額
イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
⑵　ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のドメイン名関連事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

負債を計上する会計処理を行つていない場合にあつてはリースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この⑵において同じ。）に関する事項。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めること。 ア　当該事業年度の末日における取得原価相当額 イ　当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 ウ　当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 エ　アからウまでに掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項 ⑶　リースにより使用するドメイン名関連事業固定資産の額及びドメイン名関連事業以外の事業固定資産の額。ドメイン名関連事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。	
15　金融商品（金融資産（金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、⑶に掲げる事項を省略することができる。	15　［同左］
［⑴　略］	［⑴　同左］
⑵　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項	⑵　金融商品の時価等に関する事項
⑶　金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
16　賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この16において同じ。）とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、⑴に掲げるものとする。	16　賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
［17～25　略］	［17～25　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の電気通信事業会計規則（以下「新電気通信事業会計規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより適用する。

一　新電気通信事業会計規則別表第一及び別表第一の二（流動負債（未払法人税等に係る部分に限る。）及び法人税、住民税及び事業税に係る部分に限る。）の規定　この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る財務諸表から適用する。

二　新電気通信事業会計規則の規定（前号に掲げる規定を除く。）　令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、この号に掲げる規定を適用することができる。